

特定非営利活動促進法に係る諸手続きの手引き Q&A

第1章 法律の概要

- (問1) どのような活動が20の分野に該当しますか。また、逆にどのような活動が該当しませんか。
- (問2) 今回の改正により活動分野が追加されましたが、改正法の施行日以前から今回追加された活動を行っている場合、定款の変更を行う必要はありますか。
- (問3) 社員を「〇〇町△△丁目、〇〇町□□地域在住者に限る」とすることは、「不当な条件」に当たりますか。
- (問4) 社員がかなりの人数(1,000人以上)いる場合も定款変更等について総会で決めなければならないのですか。また、このような場合に、毎年1回の総会の開催を省略することはできないのですか。
- (問5) 政令市の区域内にのみ事務所を置いており、県内全域で活動を行っていますが、この場合、所轄庁はどこになりますか。
- (問6) 海外に事務所を置いて活動を行っていますが、この場合、設立認証の所轄庁はどこになりますか。

第2章 NPO 法人の設立について

- (問7) 団体の代表者の職名は「理事長」と称さなければならないのですか。
- (問8) 定款によって代表権の制限をしたいのですが、定款上には、どのような定めを置けばよいのですか。
- (問9) 代表権のない理事が、法人の名で行った行為については、法人は責任を負う必要があるのですか。
- (問10) 特別代理人、仮理事を選任しなければいけない場合はどのような時ですか。
- (問11) 申請後、補正が認められる事項としてはどのようなものがありますか。
- (問12) 縦覧の開始後1カ月が経過した場合は、一切の補正が認められないのですか。
- (問13) 登記はいつまでに行わなければならないのですか。登記を行わなかった場合はどうなりますか。
- (問14) どのような事項を登記するのですか。
- (問15) 代表権を有していない理事についても登記をする必要はありますか。
- (問16) 「代表権を有する者」とは、理事全員のことでしかありませんか。それとも、理事長等理事の代表者のことでしかありませんか。
- (問17) 登記の申請書の記載事項と添付書類にはどのようなものがありますか。
- (問18) 設立の登記の後に行うべきことはありますか。
- (問19) 申請者以外が申請書等の書類の作成等を行うことについて、行政書士以外の者でも行うことが可能ですか。

第3章 法人の管理・運営について

- (問20) 定款等については、毎年提出する必要はないのですか。
- (問21) 「その他の事業」により赤字が生じた場合はどうなるのですか。
- (問22) その他の事業から生じた利益は、すべて特定非営利活動に係る事業に繰り入れなければならないのですか。

- (問23) 今回の法改正により「収支計算書」が「活動計算書」に改められましたが、どのように内容が変わったのですか。
- (問24) 旧法の「収支計算書」の提出は認められるのですか。
- (問25) 区分経理を行わなければならないのはどのような場合ですか。
- (問26) 活動予算書は毎年作成しなければならないのですか。法人として成立後も所轄庁に提出したり、閲覧させたりすることがあるのですか。
- (問27) 所轄庁の変更を伴わない場合の定款変更（認証が必要な場合）の手續と提出書類は何ですか。
- (問28) 所轄庁の変更を伴う定款変更の場合の手續と提出書類はどうなっていますか。
- (問29) 定款変更に際して、所轄庁の認証が不要となるのはどんな場合ですか。
- (問30) 役員を変更する場合どのような手續が必要ですか。
- (問31) 事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、決算期に作成されるので、設立当初は備え置く必要がないと考えてよいのですか。
- (問32) 定款等については、事務所に備え置く必要はないのですか。
- (問33) NPO 法人を設立した直後には、どのような書類を法人の事務所で閲覧させればよいのですか。
- (問34) 法人の事務所における閲覧について、各書類については、いつまでの期間のものを閲覧させればよいのですか。
- (問35) 閲覧は、すべての事務所で行わなければならないのですか。
- (問36) 法人の事務所で閲覧できる書類と、所轄庁で閲覧、謄写できる書類は異なることがありますか。
- (問37) 謄写に当たって、所轄庁から手数料等を請求されることはありますか。

第4章 法人の合併・解散について

- (問38) 合併の認証申請の際にはどのような書類を所轄庁に提出する必要がありますか。
- (問39) 法第35条第1項の規定により作成する財産目録は、合併前の各法人が作成するのですか。また、どちらの事務所に備え置くのですか。その財産目録は、申請時に提出する財産目録と異なるものですか。
- (問40) 合併の登記は、いつまでに行う必要がありますか。また、登記を行わなかった場合はどうなりますか。
- (問41) 合併の際の公告は、インターネットによる方法が認められますか。

第1章 法律の概要

(問1) どのような活動が20の分野に該当しますか。また、逆にどのような活動が該当しませんか。

(答) 法律の別表には、20の活動分野が列挙され、それらの活動に該当しないと特定非営利活動とはみなされません。その意味で、20の活動分野は限定的に列挙されています。

これらの20の活動の一つ一つの意味(定義)は、法律には書かれていませんので、その言葉を解釈するためには、他の法令における使用例等を参考にしつつ、社会通念つまり常識に従って判断することになります。

一方、活動分野については、「多様な特定非営利活動を含むように広く運用すること」が立法当時の衆議院内閣委員会で決議されていますので、社会通念の許す範囲でできるだけ柔軟な解釈をとることが求められているといえるでしょう。

したがって、どのような活動が20の活動に含まれ、また、逆に含まれないのかについては、それぞれの所轄庁が、他の法令における使用例、社会通念等に従いながら幅広く判断することとなります。

(問2) 今回の改正により活動分野が追加されましたが、改正法の施行日以前から今回追加された活動を行っている場合、定款の変更を行う必要はありますか。

(答) 「観光の振興を図る活動」及び「農山漁村及び中山間地域の振興を図る活動」については、観光の振興及び村おこし等の活動が我が国にとって重要な課題となっていることに鑑み、その活動をより一層促進させるため、特定非営利活動の類型の一つとして明示することとされたものです。

これらの活動を行う法人のうちには、「まちづくりの推進を図る活動」を行う法人として認証を受けているものも多いと考えられますが、これらの活動を、「まちづくりの推進を図る活動」ということは可能であり、定款変更をしないとその活動ができないわけではありませんが、より活動分野の種類を特定できるよう、「観光の振興を図る活動」や「農山漁村及び中山間地域の振興を図る活動」への変更を申請することは、改正の趣旨にも合致するものであることから、改正法の施行に伴い、定款の変更を行うことが望ましいものと考えられます。

(問3) 社員を「〇〇町△△丁目、〇〇町□□地域在住者に限る」とすることは、「不当な条件」に当たりますか。

(答) 社員の資格を特定の地域の住民に限る場合でも、その制限が事業内容等との関連から見て合理的なものであれば、「不当な条件」に当たらない場合もあると考えられます。どのような制限であれば不当な条件とならないかについては、一律に決まるものではなく、地域の限定の仕方と事業内容との相関関係で判断することになりますが、例えば△△丁目の住民以外の者が社員として加入することを一切拒否するのであれば、不当な条件とならざるを得ないでしょう。

なお、社員の資格の問題とは別に、その団体の主たる目的たる活動である「特定非営利活動」は、「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する」ことでなければならないので、誰でもが会員になれないような条件を付した会員の互助的な活動は「特定非営利活動」に当たらないものであることに留意する必要があります。

(問4) 社員がかなりの人数(1,000人以上)いる場合も定款変更等について総会で決めなければならないのですか。また、このような場合に、毎年1回の総会の開催を省略することはできないのですか。

(答) この法律では、定款変更、解散及び合併については、総会で決議することが必要とされていますので、社員の数がいかに多くとも、これらの事項の決定を理事会等に委任することはできません。

また、NPO法人は、毎年1回必ず通常総会を開催することが義務付けられていますので、総会の開催を省略することもできません。

しかし、総会の議決の方法としては、書面による方法や代理人による方法、さらには書面による表決に代えて電磁的方法も認められていますので、社員数の多い法人の場合は、これらの方法を活用して円滑な運営を行うことが期待されます。

また、総会の定足数は定款で自由に定めることができますので、その団体の運営に適した定足数を定める方法もあります。

(問5) 政令市の区域内にのみ事務所を置いており、県内全域で活動を行っていますが、この場合、所轄庁はどこになりますか。

(答) 法第9条の規定により、所轄庁は1の政令市の区域内のみに事務所が所在する法人については当該指定都市の長、それ以外の法人については主たる事務所が所在する都道府県の知事になります。所轄庁は主たる事務所の所在地で判断され、活動の場所は所轄庁の決定の要素とはならないので、この場合は政令市となります。

(問6) 海外に事務所を置いて活動を行っていますが、この場合、設立認証の所轄庁はどこになりますか。

(答) 法第9条の規定により、所轄庁は1の政令市の区域内のみに事務所が所在する法人については当該指定都市の長、それ以外の法人については主たる事務所が所在する都道府県の知事になります。海外に事務所を置いている団体についても、日本国内の事務所の所在地で所轄庁を決めることとなりますので、主たる事務所の所在地で判断することとなります。

第2章 NPO法人の設立について

(問7) 団体の代表者の職名は「理事長」と称さなければならないのですか。

(答) それぞれの理事は、対外的には法人を代表しますが、定款で他の理事の代表権を制限し、特定の理事を代表者とすることができます(法第16条)。

その場合、NPO法人の代表者の職名は必ずしも「理事長」である必要はなく、「代表理事」など他の名称を用いることも可能です。いずれの名前を用いる場合でも、その者に団体を代表する権限を与え、他の理事の権限を制限する場合には、定款にその旨を明記することが必要です。また、登記においても、代表者だけを登記することとなります。

(問8) 定款によって代表権の制限をしたいのですが、定款上には、どのような定めを置けばよいのですか。

(答) 「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」などの定めが考えられます。また、誤解等を避けるため、「理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない」という規定を置くことが望ましいと考えられます。

(問9) 代表権のない理事が、法人の名で行った行為については、法人は責任を負う必要があるのですか。

(答) すべての理事は、それぞれ法人を代表する権限を有しており、旧法においては、その権限を定款で制限しても、その制限は、代表権の制限を知らなかった第三者には主張(対抗)できませんでした(旧法16②)。

しかし、改正法において組合等登記令(昭和39年政令第29号)の一部改正を行い、「代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め」を登記すべき事項と定めた(附則第2条)ことにより、第三者に主張できることとなりました。

したがって、ある理事が代表権の制限に反した行為をした場合には、法人は原則として、その責任を負う必要はありません。

(問10) 特別代理人、仮理事を選任しなければいけない場合はどのような時ですか。

(答) 法人と理事個人との利益相反行為については、当該理事は代表権を有さないため、所轄庁は、利害関係人の請求又は職権により特別代理人を選任することになります。

定款で定められている任期が終了し、後任の役員が選任されていない場合、民法第654条の規定により、急迫な事情があるときや、後任の役員が選任されるまでの間、前任者は必要な職務を行わなければならないため、仮理事の選任は必ずしも必要ではありません。

しかし、前任者が何らかの原因により職務を継続できない事情が生じて、法人に損害が発生することが避けられないような場合等、所轄庁は利害関係人の請求又は職権により仮理事を選任することになります。

(問11) 申請後、補正が認められる事項としてはどのようなものがありますか。

(答) 法第10条第3項の規定により、申請者からは「都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り」補正することができます。何を軽微な不備とするかは条例によって定められるため所轄庁の判断になりますが、例えば客観的に明白な誤記、誤字又は脱字など、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであると考えられます。

(問12) 縦覧の開始後1カ月が経過した場合は、一切の補正が認められないのですか。

(答) 法第10条第3項の規定に基づく申請者からの補正については、一月经過後の補正はいかなる場合も認められませんが、所轄庁が行政手続法第7条に反しない範囲で、必要に応じて補正を求めることは否定されません。

なお、行政手続法上、申請書に記載された事項のうち、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備については、所轄庁において職権で補正することもできるとされています。

(問13) 設立の登記はいつまでに行わなければならないのですか。登記を行わなかった場合はどうなりますか。

(答) 組合等登記令第2条第1項の規定により、設立の認証の通知があった日から2週間以内に主たる事務所の所在地で登記を行うこととなります。法第13条第3項の規定により、設立の認証があった日から6月を経過しても登記をしないときには、所轄庁により設立の認証を取り消されることがあります。

(問14) どのような事項を登記するのですか。

(答) 登記する事項は次のとおりです(組登令2②)。

- ① 目的及び業務
- ② 名称
- ③ 事務所の所在場所
- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- ⑥ 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
- ⑦ 資産の総額

(問15) 代表権を有していない理事についても登記をする必要はありますか。

(答) 改正組合等登記令の施行後は、理事であっても代表権を有しない者については、登記を行う必要はありません。ただし、既に代表権を持つ役員について、当該役員の代表権を完全に制限する旨の定款変更を行った場合は、代表権を完全に喪失した者として、当該役員の氏名及び住所を登記しなければなりません。

なお、改正NPO法施行前から、理事の代表権を制限している法人について、改正NPO法施行後6ヶ月以内に理事の抹消登記を行う必要があります。

(問16) 「代表権を有する者」とは、理事全員のことで、それとも、理事長等理事の代表者のことで、どちらですか。

(答) NPO法人の理事は、法律上は、それぞれ単独で法人を代表する権限を有することが原則とされていますので、法人が定款において代表権を制限していない場合には、理事全員が組合等登記令第2条第2項第4号における「代表権を有する者」に当たります。したがって、理事全員について登記する必要があり、理事長のみを登記することでは足りません。なお、組合等登記令の「代表権を有する者」は、特定非営利活動促進法にいう「理事」のほかに、法第17条の3の「仮理事」、法第31条の5の「清算人」、民事保全法(平成元年法律第91号)第56条の「その職務を代行する者」も含まれます。

また、法人が定款において代表権の制限を行っていて理事長のみが代表権を有する場合には、当該理事長たる理事のみを「理事」として登記することとなります(問15を参照してください)。

(問17) 登記の申請書の記載事項と添付書類にはどのようなものがありますか。

(答) 登記申請書の具体的な記載事項は、次の7項目です(組合等登記令第25条において

準用する商業登記法第17条)。

- ① 申請人の氏名及び住所
- ② 代理人によって申請するときは、その氏名及び住所
- ③ 登記の事由
- ④ 登記すべき事項(登記所備え付けの書面に記載し、別紙として添付する。)
- ⑤ 所轄庁の許可(認証)書の到達した年月日
- ⑥ 申請年月日
- ⑦ 登記所の表示(〇〇法務局等)

申請の記載は、横書きにしなくてはならず、また、申請書が2枚以上になる場合は、申請人は、各紙のつづり目に契印を押さなければなりません(各種法人等登記規則(昭和39年法務省令第46号)第5条において準用する商業登記規則第35条)。申請書の記載方法は、登記所の窓口にお問い合わせください。

次に、申請書に添付する書類は、次のとおりです。

- ① 定款(組合等登記令第16条第2項)
- ② 代表権を有する者の資格を証する書面(組合等登記令第16条第2項)
具体的には、定款と各理事の就任承諾書が該当します。
- ③ 資産の総額を証する書面(組合等登記令第16条第3項)
具体的には、財産目録が該当します。
- ④ 設立認証の謄本(組合等登記令第25条において準用される商業登記法第19条)
具体的には、設立認証書の写しが該当します。なお、登記の申請書に押印すべき者(成立時の法人の代表者、一般的には理事長)は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなくてはなりません(組合等登記令第25条において準用される商業登記法第20条)。

(問18) 設立の登記の後に行うべきことはありますか。

(答) 設立の登記によって法人として成立したことになりますが、これだけで設立の手続きは終わりではありません。

まず、登記をしたことを証する登記簿謄本及び設立当初の財産目録を添えて、所轄庁に届け出る必要があります(法第13条第2項)。

また、NPO法人は、設立の登記をした後2週間以内に、従たる事務所の所在地においても、登記をしなければなりません。従たる事務所が複数ある場合は、そのすべての事務所の所在地で登記する必要があります(組合等登記令第11条第1項)。

(問19) 申請者以外が申請書等の書類の作成等を行うことについて、行政書士以外の者でも行うことが可能ですか。

(答) 他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する申請書等の書類(電磁的記録を含みます。)を作成することができるのは行政書士に限られます。(行政書士法第1条の2、第2条)。ただし、申請書等の書類の提出手続きの代理や申請書等の作成につき相談に応じることは行政書士以外の者でも可能です。

第3章 法人の管理・運営について

(問20) 定款等については、毎年提出する必要はないのですか。

(答) 法第29条でNPO法人に所轄庁に対する提出義務が課されている書類は法第28条第1項で規定されている「事業報告書等」ですので、定款等については毎年提出する義務はありません。

(問21) 「その他の事業」により赤字が生じた場合はどうなるのですか。

(答) 法第5条第1項において、その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない範囲で行うことができると規定されています。それゆえ、必ずしもその他の事業の開始の初年度から黒字が見込めるとは限りませんが、2事業年度継続して多額の赤字が生じるような場合は、所轄庁による報告徴収・立入検査の対象となる可能性があります。

(問22) その他の事業から生じた利益は、すべて特定非営利活動に係る事業に繰り入れなければならないのですか。

(答) 法第5条第1項で、その他の事業において利益を生じたときは、特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならないと規定されていることから、その利益は特定非営利活動に係る事業に繰り入れなければなりません。

(問23) 今回の法改正により「収支計算書」が「活動計算書」に改められましたが、どのように内容が変わったのですか。

(答) 収支計算書は、NPO法人の会計方針で定められた資金の範囲に含まれる部分の動きを表すものです。これとは異なり、活動計算書はNPO法人の当期の正味財産の増減原因を示すものであることから、法人の財務的生存力を把握する上で重要な書類の一つであるといえます。当期の正味財産の動きを表す活動計算書においては、収支計算書における資金の範囲という概念は不要となり、貸借対照表との整合性を簡単に確認することができます。

また、固定資産の取得時において、収支計算書にはその購入時の支出額を計上しますが、活動計算書には支出額ではなく、取得した資産の減価償却費を計上する等の相違点も挙げられます。

(問24) 旧法の「収支計算書」の提出は認められるのですか。

(答) 改正法の附則第6条第2項では、当分の間、活動予算書、活動計算書に代えて従来の収支予算書、収支計算書を作成、提出することを認めています。このため、当分の間は、従来のNPO法人の会計処理によって、収支予算書、収支計算書の提出が認められます。

しかし、活動計算書(予算書)を作成する法人と、収支計算書(予算書)を作成する法人が混在することは、法人間の比較を困難にし、外部の利用者に混乱を与えるため、できる限り速やかに活動計算書(予算書)に移行することが望まれます。

(問25) 区分経理を行わなければならないのはどのような場合ですか。

(答) NPO法人は、一定の要件のもとで特定非営利活動に係る事業(本来事業)以外の事業(その他の事業)を行うことが認められています(法5①)が、その他の事業を行う場合には、その他の事業に関する会計を本来事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければなりません(法5②)。

これは、①その他の事業によって得られた収益が本来事業に充てられたこと、また、②その他の事業が本来事業に支障がないこと、という法律上のその他の事業についての要件を確認できるように定められたものです。

ただし、従来のように計算書類等を別業表示するのではなく、活動計算書(予算書)において別欄表示することとします。また、その他の事業に固有の資産(在庫品としての棚卸資産等)で重要なものがある場合や、按分を要する本来事業とその他の事業に共通な資産で重要性が高いと判断される資産については、計算書類の注記にその内訳を記載します。

(問26) 事業計画書及び活動予算書は毎年作成しなければならないのですか。法人として成立後も所轄庁に提出したり、閲覧させたりすることがあるのですか。

(答) 事業計画書及び活動予算書については、法人の設立申請時及び定款変更時に所轄庁へ提出する必要がありますが、毎年所轄庁に提出したり、閲覧させたりする義務はありません。しかし、NPO法人自身が当該事業年度の正味財産の増減原因等を事前に把握し、適切に法人運営を行うに当たって実務上有用な書類であるといえるため、経常的に作成することを妨げるものではありません。

(問27) 所轄庁の変更を伴わない場合の定款変更(認証を要する事項の場合)の手続と提出書類は何ですか。

(答) 所轄庁の変更を伴わない場合には、社員総会で議決した後、所轄庁に定款変更の認証申請書を提出します。

提出する書類は、次のとおりです(法第25条第4項)。

- ① 定款変更認証申請書
- ② 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- ③ 変更後の定款

申請を受理した所轄庁は、設立認証と同様に、申請があったこと等を公告し、定款等を受理した日から2カ月間縦覧に供し、縦覧期間経過後2カ月以内(つまり、申請受理後4カ月以内)に、認証又は不認証の決定を行う必要があります(法第25条第5項)。

定款変更については、認証を受けた段階で効力を有することとなります。ただし、変更された事項に登記事項が含まれている場合、事務所の所在地の変更などは、登記を変更することが必要となります。登記しないと、それを第三者に主張(法令用語では「対抗」)することができません。変更の登記は、主たる事務所の所在地においては定款変更の認証を受けてから2週間以内に、従たる事務所の所在地においては、3週間以内に行う必要があります(組等令3第①、11③)。

(問28) 所轄庁の変更を伴う定款変更の場合の手續と提出書類はどうなっていますか。

(答) 所轄庁の変更を伴う場合とは、例えば、ある指定都市にのみ事務所を有する法人(所轄庁は当該指定都市の長)が当該指定都市外に事務所を増設した場合(所轄庁は当該指定都市が所在する道府県知事に変更されます)や、東京都にのみ事務所を有する法人が神奈川県に事務所を移設した場合(所轄庁は神奈川県知事)ですが、このような場合には、法人は、変更前の所轄庁を経由して、変更後の所轄庁に認証申請書を提出します(法第26条第1項)。

定款変更の認証を行うのは変更後の所轄庁ですので、申請書の様式や部数などについては、変更後の所轄庁の定めに従う必要があります。

提出する書類は、次のとおりです(法第25条第4項、第26条第2項)。

- ① 定款変更認証申請書
- ② 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- ③ 変更後の定款
- ④ 役員名簿(最新のもの)
- ⑤ 次の事項に関する確認書
 - ア 法人の活動が宗教活動を主たる目的とするものでないこと(法第2条第2項第2号イ)
 - イ 法人の活動が政治上の主義の推進等を主たる目的とするものでないこと(法第2条第2項第2号ロ)
 - ウ 法人の活動が公職の候補者等の推薦等を目的とするものでないこと(法第2条第2項第2号ハ)
 - エ 法人が暴力団そのものでなく、また、暴力団等の統制下でないこと(法第12条第1項第3号)
- ⑥ 直近の事業報告書
- ⑦ 直近の活動計算書
- ⑧ 直近の貸借対照表(1部)
- ⑨ 直近の財産目録
- ⑩ 年間役員名簿
- ⑪ 直近の事業年度末実における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

なお、⑦、⑧及び⑨については、設立又は合併の直後で、事業報告書等を作成するまでの間に合併する場合は、設立当初又は合併時及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書、設立当初又は合併時の財産目録で代替することが可能とされています。

認証後の手續は、所轄庁の変更を伴わない場合と同様です。

(問29) 定款変更に際して、所轄庁の認証が不要となるのはどんな場合ですか。

(答) 定款を変更するためには、所轄庁の認証を受けなければなりません。次のような事項については、社員総会での議決後、所轄庁にその内容を届け出るだけでよく、所轄庁の認証は必要ありません(法25③)。

- ① 所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更
所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更とは、例えば、千葉市内にしか事務所を持たない法人(所轄庁は千葉市長)が、同じ市内に事務所を増設した場合や、神奈川県に主たる事務所を有する法人(所轄庁は神奈川県知事)が、埼玉県に事務所を増設した場合などです。
- ② 役員の数に関する事項
- ③ 資産に関する事項
- ④ 会計に関する事項

- ⑤ 事業年度
- ⑥ 残余財産の帰属すべき者に係るものを除く解散に関する事項
- ⑦ 公告の方法に関する事項

これらの届出だけで変更できる事項に関しては定款の変更を決定した時点で効力が発生します。ただし、登記事項に該当する事項（具体的には事務所の所在地の変更）については、登記の変更をしなければなりませんので、注意が必要です。

(問30) 役員を変更する場合どのような手続が必要ですか。

(答) 役員は、氏名又は住所若しくは居所に変更があった場合などは、所轄庁に届出をする義務がありますが、ここで、役員「変更」としては、次のような場合が考えられます。

- ① 再任
- ② 任期満了
- ③ 死亡
- ④ 辞任
- ⑤ 解任
- ⑥ 氏名、住所又は居所の変更（「人」としての同一性が保たれている場合です。新任は⑦ですのでここには含まれません。）
- ⑦ 新任

このうち、①の再任、⑤の解任及び⑦の新任については、総会における議決など定款に定められた手続に従って決定される必要がありますが、それ以外の変更については、総会での決議などは必要ありません。

これらの「変更」があった場合は、NPO法人はその旨を所轄庁に届け出ることにあります。また、これらの場合のうち、⑦の新任の場合には、その届出書に、就任承諾書、住所又は居所を証する書面として条例で定める書面（法10①二ロ）と役員誓約書（法10①二ハ）を添付することが必要です（法23）。

なお、理事の氏名、住所、資格は登記事項ですので、これらに変更があった場合は、変更の登記をしなければなりません（組等令3）。

(問31) 事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、決算期に作成されるので、設立当初は備え置く必要がないと考えてよいのですか。

(答) 事業報告書、活動計算書及び貸借対照表は、設立後最初の決算が行われるまでは作成されませんので、備え置く必要はありません。

しかし、財産目録については、設立の時に作成して備え置くことが義務付けられています（法14）。

(問32) 定款等については、事務所に備え置く必要はないのですか。

(答) 定款並びに認証及び登記に関する書類の写しについては、法第28条第2項の規定により、事務所に備え置くことが義務付けられています。

(問33) NPO法人を設立した直後には、どのような書類を法人の事務所で閲覧させればよいのですか。

(答) NPO法人が設立された直後で、事業報告書等が作成されるまでの間には、次の書

類を利害関係人に対して閲覧させることとなります（法28③）。

- ① 設立当初及び翌事業年度の事業計画書
- ② 設立当初及び翌事業年度の活動予算書
- ③ 設立当初の財産目録
- ④ 役員名簿
- ⑤ 定款
- ⑥ 認証に関する書類の写し
- ⑦ 登記に関する書類の写し

(問34) 法人の事務所における閲覧について、各書類については、いつまでの期間のものを閲覧させればよいのですか。

(答) 法第28条第3項の規定に基づき、その時点において「事業報告書等」「役員名簿」「定款等」として有効なもの、すなわち最新のものを閲覧させることとなります。

(問35) 閲覧は、すべての事務所で行わなければならないのですか。

(答) 法第28条第1項、第2項の規定により、すべての事務所において事業報告書等の備置きが義務付けられたことから、閲覧の請求があった場合には、法第28条第3項の規定によりすべての事務所で閲覧の義務が発生するものと考えられます。

(問36) 法人の事務所で閲覧できる書類と、所轄庁で閲覧、謄写できる書類は異なることがありますか。

(答) NPO法人の事務所で閲覧できる書類と所轄庁で閲覧、謄写できる書類は、基本的には同じです。

ただし、所轄庁で閲覧、謄写できる書類は、所轄庁が「NPO法人から提出を受けた」事業報告書等、役員名簿（法30）ですので、これらの書類が作成後所轄庁へ提出されるまでの間については、事務所でのみ閲覧が可能となります。

なお、所轄庁に対する閲覧、謄写請求の場合は誰でも閲覧、謄写が可能ですが、法人が事務所において閲覧をさせる義務を有するのは、社員、その他の利害関係人に限られます。

(問37) 謄写に当たって、所轄庁から手数料等を請求されることはありますか。

(答) 開示書類の謄写については、請求者本人が行うこととされているので、情報公開制度のように、行政機関が写しを交付する仕組みとは異なります。したがって、所轄庁が自ら謄写行為を行うこととして、当該行為に係る手数料を取ることは不相当だと考えられますが、閲覧・謄写が行われる場所にコピー機等を設置し、実費（コピー代及び紙代等）を徴収することは、当事者間の合意に委ねられることとなります。

第4章 法人の合併・解散について

(問38) 合併の認証申請の際にはどのような書類を所轄庁に提出する必要がありますか。

(答) 新設合併に際して、所轄庁に提出する書類は次のとおりです。

- ① 合併認証申請書
- ② 社員総会の議事録の謄本
- ③ 定款
- ④ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ⑤ 役員の就任商談及び誓約書の謄本
- ⑥ 各役員の住所又は居所を証する書面
- ⑦ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面
- ⑧ 宗教活動・政治活動の制限等（法第2条第2項第2号）及び暴力団の統制下にな
いこと等（法第12条第1項第3号）に該当する旨の確認書
- ⑨ 合併趣旨書
- ⑩ 合併当初の財産目録
- ⑪ 合併の初年（度）及び翌年（度）の事業計画書
- ⑫ 合併の初年（度）及び翌年（度）の活動予算書

(問39) 法第35条第1項の規定により作成する財産目録は、合併前の各法人が作成する
のですか。また、どちらの事務所に備え置くのですか。その財産目録は、申請時に
提出する財産目録と異なるのですか。

(答) 財産目録は、合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅するNPO法人（合
併によってNPO法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各NPO法
人）が作成することが必要です。これは、債権者の保護のためには、合併前の各法人
の資産の状況を明確にしておくことが必要だからです。

また、作成された財産目録については、合併するそれぞれの法人の事務所に備え置
くこととなります。

一方、合併の申請時に提出する財産目録は、合併後の法人の合併当初の財産目録で
すので、法第35条により作成される財産目録とは、別のものです。

(問40) 合併の登記は、いつまでに行う必要がありますか。また、登記を行わなかった
場合はどうなりますか。

(答) 組合等登記令第2条第1項の規定により、設立の認証の通知があった日から2週間
以内に主たる事務所の所在地で登記を行うこととなります。従たる事務所がある場合
には、組合等登記令第11条第1項第1号の規定により、設立の登記をした後2週間
以内に、登記をしなければなりません。従たる事務所が複数ある場合には、そのすべ
ての事務所の所在地で登記する必要があります。

また、登記を行わなかった場合には、法第39条第2項において準用する法第13条
第3項の規定により、所轄庁から設立の認証を取り消される場合があります。

(問41) 合併の際の公告はインターネットによる方法が認められますか。

(答) 電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日から施行され、これまで官報か時事に関する日刊新聞紙に限定されていた公告方法に加え、インターネットを利用して公告を行うことが可能となりました。このため、電子公告の方法をもって公告を行う旨を定款に定めておけば、インターネットのみによる公告も認められます。

なお、公告方法が電子公告である場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法(官報または日刊新聞紙のいずれか)を定款に定めることができます(会社法第939③)。